

中小企業下支え資金

京都府及び京都市では、厳しい経営環境の中で健闘している府内中小企業等の経営改善に必要な資金を融資する制度を実施していますので、御活用ください。

区 分	中 小 企 業 下 支 え 資 金	
	経営改善・再生支援強化型	
融 資 対 象 と なる 方	◆京都府内に事業所又は営業所があり、府内で1年以上継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、次のすべての要件を満たす方 ① 資金繰りの安定に支障をきたしているが、経営改善の可能性が高く、経営者が自社の経営改善に強い意志を持った方 ② 取扱金融機関及び中小企業等経営強化法に規定する認定経営革新等支援機関等の支援を得て経営改善計画を作成した方 【留意事項】 ※1 御利用にあたっては、経営改善計画が必要となることから、計画の作成に当たっては、取扱金融機関又は認定経営革新等支援機関に御相談ください。 ※2 融資手続において、「企業サポート委員会」における協議を経る必要があります。 なお、「企業サポート委員会」への協議は、取扱金融機関から行いますので、申込者自身が行う必要はありません。 ※京都府税及び京都市税(京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ)の滞納がないこと ※特定非営利活動法人は、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型を含む）の対象外	
資 金 使 途	◆経営改善に必要な資金（運転資金、設備資金）	
融 資 期 間 等	◆10年以内（2年以内の据置可） ※特に必要と認められた場合は15年以内	◆10年以内（3年以内の据置可） ※特に必要と認められた場合は15年以内 ＜融資期間が1年以内の場合に限り一括返済可＞
融 資 利 率 及 び 信用保証料率	◆融資利率：金融機関所定利率 ◆保証料率：年0.35～1.70%	◆融資利率：金融機関所定利率 ◆保証料率：年0.3% ※国の保証料補助実施後
融 資 限 度 額	◆有担保で2億円、 無担保で8,000万円 ただし、保証協会の普通保証の利用可能額の範囲内 ※セーフティネット保証又は事業再生計画実施関連保証を利用する場合は、別枠での利用可	◆有担保で2億円、 無担保で8,000万円 ただし、事業再生計画実施関連保証の利用可能額の範囲内
担 保 ・ 保 証 人	◆保証協会の信用保証が必要 ◆連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）	◆左記に加え、法人代表者についても一定要件（①法人・個人分離、②資産超過であること）を満たせば不要
受 付 機 関	◆本融資の取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、商工組合中央金庫	
本融資について	◆金融機関に対して、四半期ごとに経営改善計画の実施状況を報告する必要があります。	

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。